

平成23年金融商品取引法等改正(6ヶ月以内施行)に係る政令・内閣府令案

資本市場及び金融業の基盤強化のための
金融商品取引法等の一部を改正する法律
(23年5月17日成立・5月25日公布)

政令・内閣府令案のポイント
(23年11月24日施行(予定))

我が国資本市場及び金融業の基盤強化

多様で円滑な資金供給の実現

- ライツ・オファリング(新株予約権無償割当てによる増資)に係る開示制度等の整備
- コミットメントライン(特定融資枠契約)の借主の範囲拡大
- 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁
- 有価証券報告書を提出する銀行等の決算公告の免除
- 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

公布後1年以内施行

国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

- プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
 - 資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制緩和 等
- 英文開示の範囲拡大

公布後6月以内施行

公布後1年以内施行

公布後6月以内施行

公布後1年以内施行

市場の信頼性の確保

- 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応
 - 無登録業者による未公開株等の売付けを原則として無効に
 - 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止
 - 裁判所による差止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大
 - 無登録業者に対する罰則を引上げ
- 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

公布後6月以内施行

公布後20日後
(23年6月14日)施行

公布後1年以内施行

➢ グループの範囲として、当該保険会社の子法人等、議決権の50%超を保有する主要株主又は兄弟会社等に該当する者を規定。

➢ 流動化計画変更に係る規制の緩和
⇒ 資産流動化スキームの根幹に関与しない事項を変更届出義務の免除の対象として列挙。
⇒ 変更の必要性が高い記載事項につき、あらかじめ定める方法により簡易に変更することを可能とする手続を整備。

➢ 資産取得に係る規制の見直し
⇒ 不動産等に付随して用いられる軽微な特定資産(従たる特定資産)の要件を規定するとともに、資産流動化計画への記載義務等を大幅に緩和。
⇒ 鑑定評価義務への一本化の対象となる不動産信託受益権の要件を規定。

➢ 資金調達に係る規制の見直し
⇒ 特定借入れ以外の借入れに係る借入要件の緩和(借入先を適格機関投資家に限定する旨の要件の撤廃等)。

➢ 資産流動化の応用スキームの促進
⇒ イスラム債の発行にも活用することのできる社債的受益権の発行条件を整備。

➢ 取引の無効ルールの対象となる有価証券について、社債、株式、新株予約権等を規定。